

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

## 目 次

◇告 示 平成十一年県民健康栄養調査実施要領 (健康対策課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定 (農村整備課)

公共測量の実施 (二件) (管理課)

建築基準法による道路の位置の指定の取消し (建築課)

出納長の権限に属する事務の一部の委任 (会計課)

◇正 誤 平成十一年十月十九日付鳥取県告示第六百六十九号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第六百八十七号

鳥取県統計調査条例 (昭和二十五年三月鳥取県条例第七号) に基づき、平成十一年県民健康栄養調査を次の要領により行うので、同条例第一条の規定により告示する。

平成十一年十月二十九日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 平成十一年県民健康栄養調査実施要領

#### 一 調査の目的

この調査は、県民の健康状態及び食生活の実態を把握し、もって県民の栄養改善及び健康づくり対策に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

#### 二 調査の対象

1 この調査は、次の表に掲げる平成七年国勢調査の調査区に所在する世帯のうちから、一調査区当たりおおむね二十五世帯の割合で抽出した世帯 (以下「調査世帯」という。) 及びその構成員 (以下「世帯員」という。) について行う。

平成七年国勢調査調査区番号	その区域
三三二一〇一、三三二一〇二、三三二一〇三、三三二一〇四、三三二一〇五	鳥取市浜坂三丁目的一部
一四〇一〇一、一四〇一〇二、一四〇一〇三、一四〇一〇四	鳥取市行徳二丁目的一部
三六一一	岩美郡国府町大字岡益
二二一一一	八頭郡河原町大字山手
二二一一二	八頭郡若桜町大字屋堂羅
一八一	東伯郡羽合町大字水下一部
三六一	東伯郡東郷町大字宮内
四八一	米子市大谷町の一部
四八六一一、四八六一二	米子市三本松四丁目的一部
三一	西伯郡日吉津村大字日吉津の一部
二三一	日野郡江府町大字美用

2 この調査の対象となる世帯員は、次に掲げる調査事項に応じ、それぞれに定める者に限るものとする。

- (一) 三の2の(一)及び(二)に掲げる事項 一歳以上の者
- (二) 三の2の(三)に掲げる事項 十五歳以上の者
- (三) 三の2の(四)及び(五)に掲げる事項 十歳以上の者

三 調査事項

- (四) 三の2の(六)及び(七)に掲げる事項 二十歳以上の者
- (五) 三の4に掲げる事項 十五歳以上の者(中学生を除く。)
- (六) 三の5に掲げる事項 三歳以上の幼児、小学生及び中学生

この調査は、次に掲げる事項について行う。

1 調査世帯及び世帯員の概況

2 身体の状態

- (一) 身長
- (二) 体重
- (三) 血圧
- (四) 体脂肪率
- (五) 血液の状態
- (六) 歩数調査
- (七) 問診

3 栄養摂取の状況

- (一) 食事の状況
- (二) 摂取した料理の名称
- (三) 摂取した食品の名称及び量

4 健康づくり意識

- (一) 健康に関する意識
- (二) 健康診断の受診状況
- (三) 運動の有無
- (四) 余暇時間の過ごし方
- (五) 食事の状況
- (六) 喫煙の状況
- (七) 飲酒の状況
- (八) ストレスの解消方法

(九) 健康問題

5 子どもの食生活の状況

- (一) 健康状態
- (二) 運動の状況
- (三) 食事の状況
- (四) 夜食の状況
- (五) おやつ
- (六) 外食の状況

四 調査の期日

この調査は、平成十一年十一月一日から同月三十日までの間において、調査区域ごとに指定する日の状況について行う。

五 調査の方法

- 1 三の1に掲げる事項 世帯主又はこれに準じる世帯員が調査票に所定の事項を記入する方法
- 2 三の2に掲げる事項 調査員が調査の対象となる世帯員について測定又は診断を行い、その結果を調査票に記入する方法
- 3 三の3に掲げる事項 食事を担当する世帯員が調査票に所定の事項を記入する方法
- 4 三の4に掲げる事項 調査の対象となる世帯員が調査票に所定の事項を記入する方法
- 5 三の5に掲げる事項 調査の対象となる世帯員、その母親又はこれに準ずる世帯員が所定の事項を記入する方法

六 調査結果の公表

この調査の結果については、平成十一年県民健康栄養調査報告書を作成し、公表する。

**鳥取県告示第六百八十八号**

江府町が行う土地改良事業（単県土地改良事業助沢地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年十月二十九日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年十月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第六百八十九号**

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、国府町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成十一年十月二十九日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 作業種類 公共測量

（国府町都市計画用地図作成業務）縮尺二千五百分の一

二 作業期間 平成十一年十月十五日から平成十二年三月二十七日まで

三 作業地域 国府町大字宮下地内

**鳥取県告示第六百九十号**

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、若桜町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成十一年十月二十九日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 作業種類 公共測量（下水道計画図作成）

二 作業期間 平成十一年九月二十九日から平成十二年二月二十九日まで

三 作業地域 若桜町畚米地内

**鳥取県告示第六百九十一号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置の指定を平成十一年十月二十九日次のとおり取り消したので、鳥取県建築基準法施行細則（昭和四十八年五月鳥取県規則第三十四号）第九条第二項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成十一年十月二十九日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第六百八十八号**

江府町が行う土地改良事業（単県土地改良事業助沢地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年十月二十九日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年十月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第六百八十九号**

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、国府町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成十一年十月二十九日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 作業種類 公共測量

（国府町都市計画用地図作成業務）縮尺二千五百分の一

二 作業期間 平成十一年十月十五日から平成十二年三月二十七日まで

三 作業地域 国府町大字宮下地内

**鳥取県告示第六百九十号**

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、若桜町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成十一年十月二十九日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 作業種類 公共測量（下水道計画図作成）

二 作業期間 平成十一年九月二十九日から平成十二年二月二十九日まで

三 作業地域 若桜町春米地内

**鳥取県告示第六百九十一号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置の指定を平成十一年十月二十九日次のとおり取り消したので、鳥取県建築基準法施行細則（昭和四十八年五月鳥取県規則第三十四号）第九条第二項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成十一年十月二十九日

鳥取県知事 片 山 善 博

申請者の住所及び氏名 鳥取市行徳一丁目一〇三 鳥取いなば農協協同組合 代表理事組合長 西山禎一	道路の位置の指定を取り消した場所 岩美郡岩美町大字浦富字上内池田六五七―一の一部、六五八―一、六五九―一、六六〇―一及び六五七―一地先水路
--	--

鳥取県告示第六百九十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定による告示する。

平成十一年十月二十九日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 委任させた事務

次の公演に係る入場料の収納事務

公 演 名 子どもの四季コンサート (冬編)	期 日 平成十一年十一月二十八日	会 場 鳥取県立童謡館多目的ホール
------------------------------	---------------------	----------------------

二 委任を受けた出納員

鳥取県企画部文化振興課  
主幹 藤田 淑人

三 委任期間

平成十一年十月二十九日から同年十一月三十日まで

正 誤

平成十一年十月十九日付鳥取県告示第六百六十九号（種畜証明書の交付について）中の簡所に誤りがあったので、訂正する。

頁 三

平11 鳥取県1 第32号	6105サクラ4 005-4037- 4-6	フェロッ ク種	平成8年 6月14日	〃	4005サク ヲ1041-9 084-2-1	4037サクラ 8091-1201- 1-2	〃	〃
平11 鳥取県1 第32号	6105サクラ4 005-4037- 4-6	フェロッ ク種	平成8年 6月14日	〃	4005サク ヲ1041-9 084-2-1	4037サクラ 8091-1201- 1-2	〃	〃

正

平11 鳥取県1 第32号	6105サクラ4 005-4037- 4-6	フェロッ ク種	平成8年 6月14日	〃	4005サク ヲ1041-9 084-2-1	4037サクラ 8091-1201- 1-2	〃	〃
---------------------	------------------------------	------------	---------------	---	------------------------------	------------------------------	---	---

頁 三

8130771ハヤ チナ771301- 2310-1-8
------------------------------------

正

8130771ハヤ チナ771301- 2310-1-8
------------------------------------